

文化芸術復興創造基金

ご寄附による支援事業 募集案内



- 音楽、舞踊、演劇、伝統芸能・大衆芸能、美術、映画

《助成金交付申請書の提出期間》

令和4年1月17日（月）～1月26日（水） 17：00

令和4年1月
独立行政法人日本芸術文化振興会

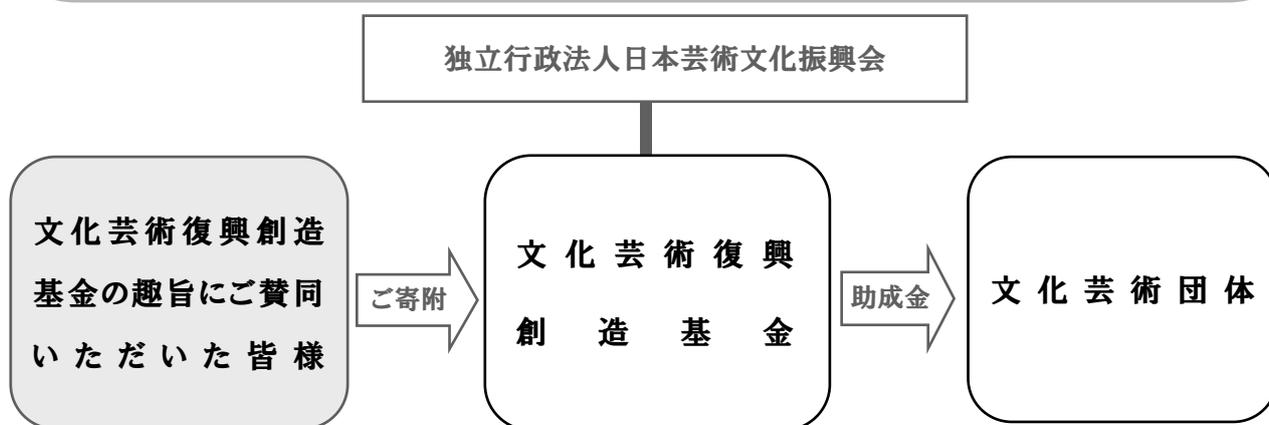
目 次

文化芸術復興創造基金の目的と仕組み	1
1. 申請団体、条件等	2
申請団体の条件	2
申請できない団体	2
申請団体の文化芸術活動の分野	2
助成金の額及び助成予定件数	3
申請できる件数	3
助成制度の特徴	3
ホームページ等での公表	3
不正受給等の対応	3
誓約事項について	3
申請する前に（申請内容の確認、添付書類の確認）	4
問合せ先	4
2. 申請期間・方法等について	5
申請期間	5
申請方法	5
申請書類	5
団体種別提出資料	5
3. 申請書類の様式と記入要領	6
申請書様式（その1～その3）・支払先登録依頼書	6
4. 申請後の流れほか	10
申請後の流れ	10
審査基準	10
注意事項	10
会計調査等協力と帳簿類保管のお願い	10
5. よくある質問（Q&A）	11

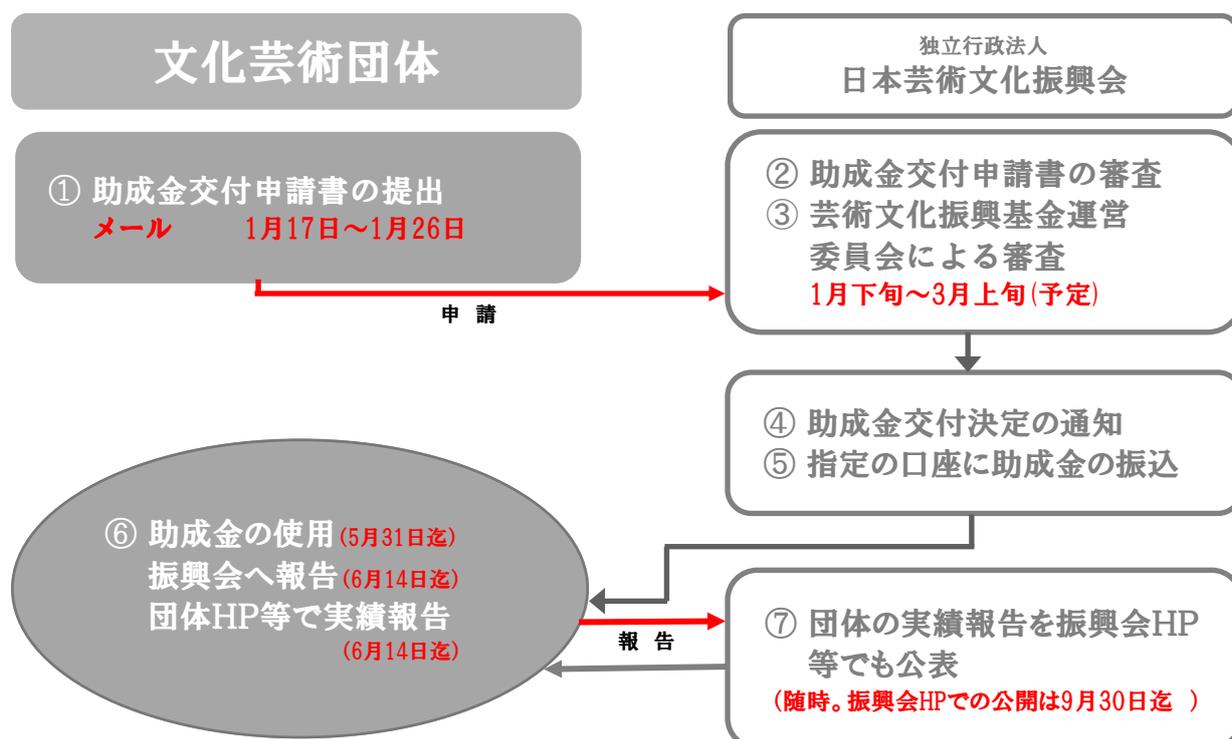
事 柄	期間等	内 容
申請にあたっての相談期間	1月14日(金)～1月26日(水) 〔 10:00～17:00 土・日を除く 〕	電話・メールで相談を受け付けます。 TEL：03-3265-6302 アドレス： tmhd-kikin@ntj.jac.go.jp
助成金交付申請書の提出	1月17日(月)～1月26日(水) 17:00締切	メールで助成金交付申請書をご提出いただけます。 助成金交付申請書(Excelシート)に必要事項を入力の上、送信してください。※Excelのままお送りください。 定款等もメールに添付して送信してください。 ※データ容量が10MBを超えるとメールを受信できないことがあるのでお気をつけください。 アドレス： tmhd-kikin@ntj.jac.go.jp ※書類をご持参いただいても受け取れませんのでご注意ください。
助成金交付申請書の審査	1月下旬～3月上旬（予定）	助成金交付申請書の内容を審査し、助成団体を決定します。
助成金交付決定の通知	3月上旬（予定）	採択された団体には交付決定通知書を送付します。 不採択となった団体にも通知します。 採択団体はHPで公表します。
助成金の支払い	交付決定通知後随時	助成金を指定の口座に振込みます。（概算払い）
助成金の使用	受領後令和4年5月31日(火)まで	期日までに助成金を使用してください。
報告書の提出	令和4年6月14日(火) 17:00締切	助成金を使用した効果についての報告書を提出してください。
団体HP等での活動報告	令和4年6月14日(火) 17:00まで	活動報告を団体HPにて公表してください。 振興会HP等においても公表します。

文化芸術復興創造基金の目的と仕組み

「文化芸術復興創造基金」による支援事業は、新型コロナウイルス感染症の影響により長期にわたる公演等の中止など、財政的に非常に厳しい状況にある文化芸術団体に対し、この基金の趣旨にご賛同いただいた皆様のご寄附を原資として、我が国の文化芸術の振興・普及を図るため、文化芸術活動を継続するための支援を行います。



申請から実績報告及び公表までの流れ



1. 申請団体、条件等

(1) 申請団体の条件

◎文化芸術活動を行うことを主たる目的とする我が国の文化芸術団体で、令和4年1月1日現在、団体設立後2年以上の文化芸術活動の実績を有し、かつ、その活動分野が「(3)申請団体の文化芸術活動の分野」に該当する団体が申請できます。

※活動の実績(令和4年1月1日現在、2年以上)については、助成金交付申請書を提出する団体での実績に限ります。申請団体設立以前の個人及び団体の活動は上記の期間に算入できません。

上記でいう団体は、次の(1)、(2)のいずれかに該当するものとします。

(1) 法人格を有する団体

一般社団法人、一般財団法人、公益社団法人、公益財団法人、特定非営利活動法人(NPO法人) 事業協同組合、営利法人(株式会社、合名会社、合資会社、合同会社 等) 等

(2) 法人格を有しないが、以下のア～エの要件をすべて満たしている任意団体

ア 定款に類する規約等を有し、次のイからエについて明記されていること

イ 団体の意思を決定し、執行する組織が確立されていること

ウ 自ら経理し、監査する等会計組織を有すること

エ 団体活動の本拠としての事務所を有すること

(2) 申請できない団体

・文化芸術活動の実績が2年未満の団体

・令和3年度 東京海上ホールディングス株式会社様ご寄付による文化芸術復興創造基金助成採択団体

※個人ではご応募いただけません。

(3) 申請団体の文化芸術活動の分野

◎「文化芸術復興創造基金」は、寄附者が支援したい文化芸術活動の分野をご指定の上、ご寄附いただくことができます。寄附額の多い文化芸術活動の分野は、音楽、舞踊、演劇、伝統芸能・大衆芸能、美術、映画の6分野でした。ご寄附いただいたみなさまのご要望を取り入れ、申請団体の活動分野を以下のとおりといたします。

○音楽・・・オーケストラ、オペラ、室内楽、合唱、吹奏楽等(室内楽及び合唱には古楽を含む)

○舞踊・・・バレエ、現代舞踊、舞踏、民族舞踊等

○演劇・・・現代演劇、児童演劇、人形劇、ミュージカル等

○伝統芸能・大衆芸能・・・雅楽、声明、能楽、文楽、歌舞伎、組踊、邦楽、邦舞、落語、講談、浪曲、漫才、奇術、太神楽等

○美術・・・申請団体が自ら主催する美術等の展示

【対象となるジャンル】美術(絵画、彫刻、インスタレーション、写真、映像、工芸、書等)、デザイン、建築、メディア芸術(漫画、アニメーション、メディア・アート等)

○映画・・・●日本映画の製作(劇映画、記録映画、アニメーション映画)

●申請団体が自ら主催し、我が国で行う映画祭

【必須条件】①日本映画の上映 ②講演、シンポジウム、トークショー、コンペティション等の実施

③上映テーマ、コンセプトの設定 ④テーマ設定及び作品選定の責任者

⑤定期開催 ⑥映画館、ホール等での上映 ⑦3日間以上継続開催

⑧開催地の自治体等の支援

●申請団体が自ら主催し、我が国で行う日本映画上映活動

【必須条件】①日本映画主体の上映 ②日本映画の魅力を伝える工夫

③映画館、ホール等での上映 ④上記の映画祭に該当しない活動

⑤開催地の自治体等の支援

(4) 助成金の額及び助成予定件数

団体の事業規模及び財政的な緊要度により50万円・100万円を20から30団体程度に助成します。

(5) 申請できる件数

1団体が申請できる件数は、活動分野にかかわらず1件のみです。

(6) 助成制度の特徴

文化芸術活動を継続して行えるよう、団体の運営費を一部助成します。

助成する運営費は、令和3年4月1日(木)～令和4年5月31日(火)に支出する(した)ものを対象とします。

(7) ホームページ等での公表

文化芸術復興創造基金を受領したことによって団体の運営がどのように改善され、活動に反映されたか団体のホームページで公表いただきます(令和4年6月14日(火)17:00まで)。

また、日本芸術文化振興会のホームページでも実績を紹介するコーナーを設け、リンクを貼らせていただきます(リンク期間は令和4年9月30日(金)までを予定)。なお、ホームページをお持ちでない団体につきましては、日本芸術文化振興会のホームページで公表いたします。

詳細は交付決定後にお知らせいたします。

(8) 不正受給等の対応

提出された助成金交付申請書、証拠書類等について、不審な点が見受けられる場合、調査を行うことがあります。調査の結果によって不正受給と判断された場合、以下の措置を講じます。

- ①助成金の全額に不正受給の日の翌日から返還の日まで加算金及び延滞金を加え返還請求をいたします。
- ②不正受給のあった団体名を公表いたします。

(9) 誓約事項について

申請にあたり、以下の誓約事項に同意いただきます。

- ①申請書及び添付書類に事実と相違がないこと。
- ②日本芸術文化振興会から、この助成金に関する報告、会計調査等を求められた場合、ご協力いただくこと。
- ③申請団体が、暴力団等の反社会的勢力等に該当しないこと、及び反社会的勢力等と社会的な非難されるべき関係を有していないこと等(詳細は以下のとおり)。

当団体は、下記1及び2のいずれにも該当しません。また、将来においても該当することはありません。この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

記

1 助成金の交付を受ける団体として不適当な者

(1)役員等が、以下の各号に該当する者(以下、反社会的勢力という。)であるとき。

(ア)暴力団(その団体の構成員(その団体の構成団体の構成員を含む。))が集团的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長するおそれがある団体をいう。以下同じ。)

(イ)暴力団員(暴力団の構成員をいう。以下同じ。)

(ウ)暴力団準構成員(暴力団又は暴力団員の一定の統制の下にあって、暴力団の威力を背景に暴力的不法行為等を行うおそれがある者又は暴力団若しくは暴力団員に対し資金、武器等の供給を行うなど暴力団の維持若しくは運営に協力する者のうち暴力団員以外のものをいう。以下同じ。)

(エ)暴力団関係企業(暴力団員が実質的にその経営に関与している企業、準構成員若しくは元暴力団員が実質的に経営する企業であって暴力団に資金提供を行うなど暴力団の維持若しくは運営に積極的に協力

し、若しくは関与するもの又は業務の遂行等において積極的に暴力団を利用し暴力団の維持若しくは運営に協力している企業をいう。以下同じ)

(オ)総会屋

(カ)社会運動等標ぼうゴロ(社会運動若しくは政治活動を仮装し、又は標ぼうして、不正な利益を求めて暴力的不法行為等を行うおそれがあり、市民生活の安全に脅威を与える者をいう。以下同じ)

(キ)特殊知能暴力集団(前各号に掲げる者以外のものであって、暴力団との関係を背景に、その威力を用い、又は暴力団と資金的なつながりを有し、構造的な不正の中核となっている集団又は個人をいう。)

(ク)その他前各号に準ずる者。

(2)反社会的勢力が経営に実質的に関与しているとき。

(3)役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、反社会的勢力を利用するなどしたとき。

(4)役員等が、反社会的勢力に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に反社会的勢力の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。

(5)役員等が、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

2 助成金の交付を受ける団体として不適当な行為をする者

(1)暴力的な要求行為を行う者

(2)法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者

(3)取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者

(4)偽計又は威力を用いて契約担当役等の業務を妨害する行為を行う者

(5)その他前各号に準ずる行為を行う者

(10) 申請する前に(申請内容の確認、添付書類等の確認)

申請する前に以下の点について、チェックの上、ご提出願います。

5頁の(3)申請書類の注意事項にも記載してありますが、書類が不足あるいは未提出の場合は、審査の対象外となります。

不明な点が発生した場合は、当会より問合せます。定められた期限までに回答がない、あるいは対応いただけない場合は、審査の対象外として扱います。

■助成金交付申請書の確認

・申請書の誓約事項への同意(プルダウンメニューから選択)

・下記の情報が正しいかの確認

① 申請団体情報 ② 文化芸術活動の分野 ③ 財務情報

■書類等の添付・確認

・書類等が正しく添付されているかの確認

① 定款、規約等 ② 財務諸表 ③ 通帳の写し ④ 支払先登録依頼書 ⑤ 役員名簿等

(11) 問合せ先

【住 所】	〒102-8656 東京都千代田区隼町4-1 独立行政法人日本芸術文化振興会 基金部 企画調査課
【電話番号】	03-3265-6302
【e-mail】	tmhd-kikin@ntj.jac.go.jp
【FAX】	03-3265-7474
【問合せ時間】	10時～17時(土・日・祝日を除きます。)

2. 申請期間・方法等について

(1) 申請期間

令和4年1月17日(月)から1月26日(水)17:00までとします。

(2) 申請方法

メールで助成金交付申請書をご提出いただきます。助成金交付申請書(Excelシート)に必要事項を入力の上、送信してください。定款等もメールに添付して送信してください。

※助成金交付申請書はPDF等に変換せず、Excelシートのまま送信してください。

※データ容量が10MBを超えるとメールを受信できないことがあるのでお気をつけください。

※受付した際に受付完了メールを送付いたしますので、2月1日(火)までに受付完了メールが届かない場合はお問い合わせください。

アドレス：tmhd-kikin@ntj.jac.go.jp

(3) 申請書類

提出書類	概要
① 助成金交付申請書 ※	申請団体の状況、団体情報、財政状況等 ※Excelシートのまま送信してください。
② 定款、規約等 ※	申請団体の定款・規約等
③ 財務諸表 ※ (2年分)	直近の年度の財務諸表(貸借対照表、損益計算書)2年分 財務諸表を有しない任意団体の場合は収支計算書2年分 ※団体の種類ごとに該当する資料が異なります。 下欄の「(4) 団体種類別提出資料」をご参照ください。
④ 通帳の写し ※	銀行名、支店番号、支店名、口座種別、口座番号、口座名義人が 確認できるもの ※通帳のコピーが不鮮明な場合は振込ができないので、 提出の前に上記の項目全てが鮮明にコピーされているか ご確認ください。
⑤ 支払先登録依頼書 ※	振込口座の情報を入力してください。
⑥ 役員名簿 ※	申請団体の役員名簿

(注) ※印の①～⑥は必ず提出してください。ご提出いただけない場合、審査の対象外となりますので、あらかじめご承知おき下さい。

(4) 団体種類別提出資料

申請団体は団体の種類(会計基準)ごとに、下記の表に基づき、該当する資料を提出して下さい。

団体の種類	会計基準	提出資料
公益法人	公益法人会計基準	貸借対照表、正味財産増減計算書
一般社団・財団法人	準用している会計基準	準用している会計基準に基づく資料と同様
特定非営利活動法人	NPO法人会計基準	貸借対照表、活動計算書
事業協同組合 等	中小企業等協同組合会計基準	貸借対照表、損益計算書
株式会社等	企業会計基準	貸借対照表、損益計算書
任意団体(財務諸表あり)	準用している会計基準	準用している会計基準に基づく資料と同様
任意団体(財務諸表なし)	なし	収支計算書

3. 申請書類の様式と記入要領

(1) 申請書様式 (その1)

申請書様式(その1)

助成金交付申請書

提出年月日を記載

令和4年1月〇〇日

独立行政法人日本芸術文化振興会理事長 殿

住所・団体名
代表者役職
代表者名
を記載

団体住所(所在地)
団体名
代表者役職名
代表者名

東京都千代田区〇町◇番地
協同組合日本芸術文化映画
代表
国立 花子

プルダウンメニュー
から選択

■誓約事項:申請にあたり、(1)から(3)につき誓約します。	
(1)申請書及び添付書類の内容は、全て事実と相違ありません。	同意します
(2)日本芸術文化振興会から本活動に関する報告、会計調査等を求められた場合には、これに応じます。	同意します
(3)申請団体が、暴力団等の反社会的勢力等に該当しないこと、及び反社会的勢力等と社会的な非難されるべき関係を有していないこと等を誓約します。(詳細は「9.誓約事項について」)	同意します
■申請団体の文化芸術活動の分野	プルダウンメニューから選択
申請団体の文化芸術活動の分野をプルダウンより選択ください。	⑥映画
■申請団体の状況	
(1)新型コロナウイルス感染症の影響を受けて申請団体が直面している状況と、活動を継続していくために現在最も必要なことを具体的にご記入ください。	<ul style="list-style-type: none"> ○緊急事態宣言発出によって撮影が進まず計画が大幅に遅延している。作品によってはやむを得ず製作を中止した。 ○個々人の予防意識(マスク、うがい、手洗、消毒)はもちろん、以下の見直しが必須。 <ul style="list-style-type: none"> ・都県境を越える移動を避け、特殊効果を活用したスタジオでの撮影に変更する。 ・スタッフ、キャストを分割化し、極力接触人数を減らす。 ・綿密な計画を立て、長時間にわたる撮影を避ける。
(2)活動を継続するための助成金の用途を具体的にご記入ください。	<ul style="list-style-type: none"> ○ロケ中止にかかわる旅費のキャンセル料に充当する。 ○外部スタッフのキャンセル料の一部に充当する。 ○特殊効果に対応可能な都内の撮影スタジオ、特殊効果機材(操作人件費含む)の借用費に充当し、感染のリスクを抑える。
(3) (2)の費用内訳	<ul style="list-style-type: none"> ○旅費キャンセル料 @50,000円×20人×30% =300,000円 ○外部スタッフキャンセル料 @30,000円/日×5日 =150,000円 ○特殊効果スタジオ借用 @25,000円/4時間×10日=1,000,000円 ○特殊効果機材借料 @30,000円/日×5日 =150,000円 ○特殊効果機材操作人件費 @30,000円/日×5日 =150,000円 計 1,750,000円

(2) 申請書様式 (その2)

■申請団体情報							
①	名称(法人格)	協同組合日本芸術文化映画					
②	代表者役職	代表					
③	名称(法人格)フリガナ	キョウドウクミアイニホンゲイジュツブンカエイガ					
④	代表者氏名	国立 花子					
⑤	代表者氏名フリガナ	クニタチ ハナコ					
⑥	所在地 郵便番号	△△△-〇〇〇〇					
⑦	所在地	東京都千代田区〇町◇番地					
⑧	代表TEL	0△-◇◇△△-〇〇〇〇					
⑨	E-mail	△△△@◇◇◇. FMAIL. JP					
⑩	URL	https://www. △△△@◇◇◇. FMAIL. JP					
⑪	設立年月日	昭和5◎年△月■日					
⑫	法人格取得年月日	昭和5◎年△月■日					
⑬	担当者氏名	隼 一郎					
⑭	担当者氏名フリガナ	ハヤブサ イチロウ					
⑮	担当者TEL	0△-◇◇△△-〇〇〇△					
⑯	担当者FAX	0△-◇◇△△-〇〇■■					
⑰	担当者E-mail	△〇〇@◇◇◇. FMAIL. JP					
⑱	団体の属性	④事業協同組合等					
⑲	申請団体の文化芸術活動の分野	⑥映画					
⑳	主な活動実施場所 (所在地、施設名等)	京都府京都市〇〇町上ル△町・△■撮影スタジオ 東京都■区〇町・〇〇スタジオ 外					
㉑	過去2年間の活動実績	○平成31年度 劇映画2作品(「〇〇誕生」(平成31年4月封切)。「△△脱出」(令和元年12月封切))製作。 ○令和2年度劇映画1作品(「△■JP」(令和3年1月封切)製作)。					
㉒	申請団体の職員数又は 雇用人数(令和元年度末)	<table border="1"> <tr> <td>総数(人)</td> <td>年度末時点</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">25人</td> <td>・正職員 10人</td> </tr> <tr> <td>・アルバイト 15人</td> </tr> </table>	総数(人)	年度末時点	25人	・正職員 10人	・アルバイト 15人
総数(人)	年度末時点						
25人	・正職員 10人						
	・アルバイト 15人						
	㉓	申請団体の職員数又は 雇用人数(令和2年度末)	<table border="1"> <tr> <td>総数(人)</td> <td>年度末時点</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">20人</td> <td>・正職員 10人</td> </tr> <tr> <td>・アルバイト 10人</td> </tr> </table>	総数(人)	年度末時点	20人	・正職員 10人
総数(人)	年度末時点						
20人	・正職員 10人						
	・アルバイト 10人						
	㉔	令和2年度に受けた国、 自治体の助成金等	<table border="1"> <tr> <td>総額(千円)</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・文化芸術振興費補助金 〇, 〇〇〇千円 ・芸術文化振興基金による助成 〇〇〇千円 ・活動継続・技能向上等支援事業費補助金 ■, 〇〇〇千円 ・雇用調整助成金 ■ ■ ■千円 ・持続化給付金 〇〇〇千円 ・家賃支援給付金 △△△千円 等 </td> </tr> <tr> <td>△△,000</td> <td></td> </tr> </table> <p>団体が令和2年度中に申請し受給した助成金等</p>	総額(千円)	<ul style="list-style-type: none"> ・文化芸術振興費補助金 〇, 〇〇〇千円 ・芸術文化振興基金による助成 〇〇〇千円 ・活動継続・技能向上等支援事業費補助金 ■, 〇〇〇千円 ・雇用調整助成金 ■ ■ ■千円 ・持続化給付金 〇〇〇千円 ・家賃支援給付金 △△△千円 等 	△△,000	
総額(千円)	<ul style="list-style-type: none"> ・文化芸術振興費補助金 〇, 〇〇〇千円 ・芸術文化振興基金による助成 〇〇〇千円 ・活動継続・技能向上等支援事業費補助金 ■, 〇〇〇千円 ・雇用調整助成金 ■ ■ ■千円 ・持続化給付金 〇〇〇千円 ・家賃支援給付金 △△△千円 等 						
△△,000							

この助成金交付申請書作成に係る
担当者のお名前をご記載ください。

申請団体のFAX番号でも結構です。

記入例を参考に漏
れのないようにご記
載ください。

記入例を参
考に漏れの
ないようにご
記載くださ
い。

(3) 申請書様式 (その3)

■直近の決算財務諸表から計算して入力してください。※千円単位(千円未満切捨)

※団体の財務諸表に合わせて区分・表示を適宜加除してご記載してください。記載例は加除しています。
 ※財務諸表のない団体にご提出いただく「収支計算書」も同様、団体の収支計算書の区分・表示に合わせて適宜加除し作成いただいて結構です。 ※必ず千円単位でご記載ください。

(単位:千円)

損益計算書(正味財産増減計算書)	直近2年のうち前年度 (例)令和2年4月1日～令和3年3月31日	直近2年のうち前々年度 (例)平成31年4月1日～令和2年3月31日
経常事業収益	●●,○○○	■,■◇◇
賦課金等収入	▽▽,△△△	○,△◇◇
事業外収益	□,□□□	▽○◇
特別利益	▲▼▼	▽○
経常支出事業費用	□□,□□□	□○,△◇◇
一般管理費	■■,■■■	▽▽,○○○
事業外費用	○○○	○,△□□
特別損失	▲▲▼	○,○■□
収支差額	▽,○○○	▽▽▽

団体の財務諸表に
 合わせて、区分・表示
 を適宜加除してご記
 載ください。

複数事業を実施している団体については、文化芸術活動に該当する事業についてのみ抽出してご記載ください。

(単位:千円)

貸借対照表	直近2年のうち前年度 (例)令和2年4月1日～令和3年3月31日	直近2年のうち前々年度 (例)平成31年4月1日～令和2年3月31日
資産の部		
流動資産	○○○,○○○	△▽▽,△▽▽
うち現金預金	△△△,△△△	□□,■■■
うち当座資産(現金預金以外)	□□□,□□□	■□□,□□□
固定資産	■■■,■■■	■■■,■■■
繰延資産	■□□,□□□	■■■,■□■
資産合計	△,○○○,○○○	▽,△△△,△△△

負債・正味財産の部		
流動負債	△△△,▽△▽	□□,◇□■
固定負債	■□■,□□□	■□■,□□□
負債合計	◇□■,■■■	■■■,□□■
組合資本金	○○○,●●●	△▽▽,▼△▼
資本剰余金評価・換算差額等	▼△▼,▼△▼	■■■,■■■
利益剰余金	-	-
純資産合計	△△△,■■■	■■■,△△△
負債・純資産合計	△,○○○,○○○	▽,△△△,△△△

団体の財務諸表に
 合わせて、区分・表示
 を適宜加除してご記
 載ください。

(4) 支払先登録依頼書

令和 4 年 1 月 〇 日

記入例

支払先 登録依頼書

コード番号																				
フリガナ	※	キョウドウクミアイ ニホンゲイジュツブンカエイガ																		
会社名	※	協同組合 日本芸術文化映画																		
フリガナ	※	トウキョウトチヨダク〇チヨウ◇バンチ																		
住所	※	〒△△△-〇〇〇〇 東京都千代田区〇町◇番地																		
フリガナ	※	ク ニ タ チ ハ ナ コ																		
代表者名	※	国 立 花 子																		
電話番号 ※										FAX番号										
〇△-◇◇△△-〇〇〇〇										〇△-◇◇△△-〇〇■■										
振 込 口 座 ※	金融機関	0	△	△	△	半蔵門	銀行	△	△	△	永田町	支店								
	預金種別	①. 普通 2. 当座					口座番号	〇	〇	〇	〇	〇	〇	△						
	フリガナ	キョウクミ ニホンゲイジュツブンカエイガ																		
	口座名義	協同組合 日本芸術文化映画																		

4桁の金融機関コードを記入してください。
金融機関コードは各金融機関のHPなどで調べることができます。

3桁の支店コードを記入してください。
支店コードも同じく各金融機関のHPなどで調べることができます。

※は必須

4. 申請後の流れほか

(1) 申請後の流れ

芸術文化振興基金運営委員会で審査の上、最終的に、助成金を交付する団体を決定し、交付決定通知書(採択されなかった場合は不採択通知書)により通知いたします。

審査内容については、お問合せいただいてもお答えできません。

<助成金の使用について>

- ・採択後、すみやかに指定の口座に助成金を振り込みます。
- ・申請内容に沿って助成金を使用してください(令和4年5月31日(火)まで)。

<実績報告書の提出について>

- ・助成金使用后、実績報告書を提出してください(令和4年6月14日(火)17:00まで)。
- ・団体HPに助成金の活用実績についての報告を公表していただきます。HPがない場合、振興会HPで活用報告を公表いたします。詳細は交付決定通知書と併せてお知らせいたします。

(2) 審査基準

審査について、下記の項目が評価の対象となりますので、助成金交付申請書を作成する際に、必ずご確認ください。

- ◇助成の緊急性(経営・財政状況、他の助成の状況、助成の必要性等)
- ◇これまでの活動(あるいは今後の活動)を通じて、当該分野・地域において果たしてきた役割(あるいは果たす役割)について

(3) 注意事項

応募資格の該当性や審査基準等に関する個別の問合せには対応いたしかねます。各自でご判断の上、所定の申請を行ってください。審査にあたって、追加資料のご提出や補足説明等をお願いする場合があります。

文化芸術復興創造基金の交付が決定した場合、団体名及び助成金額を公表いたします。

(4) 会計調査等協力と帳簿類保管のお願い

申請書様式(その1)で、会計調査等にご協力いただくよう、同意いただいております。本助成事業について報告、調査等する場合はご協力をお願いします。

また、帳簿類・領収証等は5年間お手元で保管してください。

5. よくある質問 (Q & A)

Q1 この事業の目的について教えてほしい。

A1 「文化芸術復興創造基金」は、新型コロナウイルス感染症の影響により、長期にわたる公演等の中止など、財政的に非常に厳しい状況にある文化芸術団体を支援する目的で創設されました。この趣旨にご賛同いただいた皆様の寄附金付を原資として、我が国の文化芸術の振興・普及を図るため、文化芸術活動を継続するための団体の運営費等の支援を行います。

Q2 助成金は何に使用できるのでしょうか。公演(展示等)に係る経費に限るのでしょうか。

A2 団体が文化芸術活動を継続していくために必要な経費に使用できます。

(例)稽古場・制作場の賃料、作品・道具製作のための材料購入、感染予防品の購入 等

※6頁の記入要領もご参照ください。

Q3 「文化芸術復興創造基金」に応募しようと思っています。国や地方自治体等から助成金を受けましたが応募できますか。

A3 応募できます。ただし、「文化芸術復興創造基金」では、ほかに助成金等を受けていない、財政的に困窮している団体を優先的に支援する予定です。

Q4 日本国外の団体ですが、応募できますか。

A4 日本国外の団体からの応募は受け付けていません。

Q5 助成金交付申請書の審査はどのような観点で行われるのですか。

A5 助成金交付申請書の「申請団体の状況」、「財務情報」による他、審査基準に基づき、外部の有識者等による審査を行います。

Q6 助成金交付申請書類の①から⑥のうちで、一部用意できない書類があります。申請できますか。

A6 助成金交付申請書類の①から⑥に基づいて審査を行いますので、不足あるいは未提出の場合は、審査の対象外となります。提出の際、必ずご確認ください。

Q7 助成金交付申請書類の提出方法は郵送ですか。持参してはだめですか。

A7 助成金交付申請書類はメールでご提出いただきます。助成金交付申請書(Excelシート)に必要事項を入力の上、送信してください。**Excelシートのままお送りください。**

(※10MBを超えるとメールを受信できないことがあるのでお気をつけください。)

アドレス: tmhd-kikin@ntjjac.go.jp

※書類をご持参いただいても受け取れませんのでご注意ください。

Q8 採択は先着順で決まるのですか。

A8 申請いただいた助成金交付申請書類に基づいて、審査を行います。申請の順番が審査に影響することはありません。

Q9 審査にはどのくらいの期間がかかりますか。

A9 募集案内の目次の下の表と1頁の申請から実績報告及び公表までの流れをご覧ください。

Q10 助成金の支払いはいつ行われますか。

A10 助成金交付決定通知の後すみやかに指定の口座に振り込みます。

Q11 実績報告書には、助成金の使途を記した書類や領収証の添付は必要ですか。

A11 実績報告書には、助成金の使途について必ず記載していただきます。申請団体でも支払明細書等を作成の上、大切な証拠書類である領収証類とともに、助成金受領後、5年間は保管しておいてください。